

人権・労働に関する基本方針

三重工熱株式会社は、すべての従業員における人権・労働に関して以下のことを基本方針とし、遵守します。

1. 人権の尊重

すべての従業員の人権を尊重し、人権を侵害することは致しません。

2. 差別・ハラスメントの禁止

人種や年齢、性別、性的思考、宗教、国籍、障害の有無、妊婦などの人道的内容に関して、非人道的な差別や暴力、ハラスメントなどによる精神的または肉体的抑圧を行うことを一切許さず、個人の尊厳を傷つける行為を行いません。

また、雇用に関しても差別なく機会均等に努めます。

3. 労働者による団体権・団結権の尊重

労働者の基本的権利として、法令に基づく労働組合の結成および運営、交渉の権利を尊重し、妨害や抑圧することは致しません。

4. 強制労働・児童労働の禁止および若年労働者の労働制限

法令に基づき、児童の雇用・労働および18歳未満の時間外・休日の労働、また従業員健康・安全に危害が及ぶ強制的な労働を禁止します。

5. 適切な労働条件の提供・確保

法令で定められた休暇の取得および地域の法令上で定められた最低賃金を上回る賃金の支払いを遵守し、弊社就業規則および賃金規定を適切に運用・管理致します。

三重工熱株式会社
代表取締役社長 栗須 百合香